

【行財政機構及び行政監察に関する調査会】

(1) 活動概観

〔調査の経過〕

行財政機構及び行政監察に関する調査会は、第133回国会の平成7年8月4日に設置された。本調査会の調査テーマについては、本調査会に与えられた調査対象が広範多岐にわたっているところから、調査会設置以来理事会等で精力的に協議が重ねられてきた。その結果、11月1日の理事会において、当面、行政監察等に視点を置いて調査を行い、必要に応じ行財政機構についても調査を行うこととし、3年間にわたる調査テーマとしては「時代の変化に対応した行政の監査の在り方」とすることに決定した。

具体的な進め方として、1年目にあたる本年度は、現行の行政監察制度の実情と問題点、行政監察と行財政改革の連携等を取り上げ、政府側からの説明聴取、学識経験者等からの意見聴取をするとともに、本調査会の委員間において自由討議による意見交換を実施するなどして現状の認識を深め、適宜意見集約するものがあれば取りまとめていくこととなった。

平成7年11月1日には、「時代の変化に対応した行政の監査の在り方」のうち、現行の行政監察制度の実情と問題点に関する件について、総務庁行政監察局から説明を聴取し、質疑を行った。

平成7年12月13日には、「時代の変化に対応した行政の監査の在り方」のうち、オンブズマン類似・関連制度について、総務庁行政管理局及び行政監察局、労働省労働基準局、経済企画庁国民生活局及び物価局、通商産業省産業政策局から説明を聴取し、質疑を行った。

〔調査の概要〕

平成7年11月1日の第1回調査会では、①現行の行政監察制度の運用全般（権限・人員・予算面からの制約ないし限界、関係省庁との協議、閣議への報告・勧告・フォローアップの手続・効果、結果の公表）、②他の監察・監査制度との連携（会計検査、大蔵省の四六監査、各省庁・地方公共団体の監査・監察等）、③個別のテーマに関する行政監察の実態（対象となる省庁の偏り、平成元年の「交通安全対策に関する実態調査」、情報公開・官官接待・宗教法人・審議会・地方分権の推進・公安関係、総務庁自身への監察等）、④行政監察担当職員の専門性の確保・服務規律、⑤行政相談制度（意義、行政相談委員の体制・広報活動、行政苦情救済推進会議の設置根拠）、⑥オンブズマン制度（諸外国の例、制度導入の検討状況）等について質疑を行った。

平成7年12月13日の第2回調査会では、①現行の行政不服申立て制度一般に

において現状及び問題点、②行政不服審査のための審査会等の運営の実情及び問題点（恩給審査会、労働保険審査会）、③通商産業省と経済企画庁の相談員制度の関係、④相談内容の政策へのフィードバック等について質疑を行った。

（2）調査会経過

○平成7年11月1日（水）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 調査項目の選定について会長から報告があった。
- 時代の変化に対応した行政の監査の在り方のうち、現行の行政監察制度の実情と問題点に関する件について政府委員から説明を聴いた後、政府委員及び総務庁当局に対し質疑を行った。
- 行財政機構及び行政監察に関する調査のため必要に応じ参考人の出席を求ることを決定した。

○平成7年12月13日（水）（第2回）

- 時代の変化に対応した行政の監査の在り方のうち、オンブズマン類似・関連制度に関する件について政府委員、経済企画庁及び通商産業省当局から説明を聴いた後、政府委員、総務庁、経済企画庁、通商産業省及び労働省当局に対し質疑を行った。
- 行財政機構及び行政監察に関する調査の継続調査要求書を提出することに決定した。